

食安輸発0822第1号  
平成23年8月22日

各検疫所長 殿

医薬食品局食品安全部監視安全課  
輸入食品安全対策室長  
(公印省略)

「平成23年度輸入食品等モニタリング計画」の実施について  
(タイ産未成熟えんどう(さや用種及びスナップエンドウと称されるものに限る。)  
のフェンブコナゾール)

平成23年度輸入食品等モニタリング計画については、平成23年3月30日付け食安輸発0330第15号(最終改正:平成23年8月18日付け食安輸発0818第1号)に基づき実施しているところです。

今般、輸入時のモニタリング検査の結果、タイ産生鮮スナップエンドウにおいて、食品衛生法違反の事例があったことから、下記の食品について、食品衛生法違反の可能性を判断する目的で、残留農薬に係るモニタリング検査の頻度を30%に引き上げて対応することとし、上記通知の別表第2(輸出者(製造者)の欄を除く。)及び別表第3に下記を追加するので、御了知の上、関係業者等への周知方よろしくお願ひします。

なお、登録検査機関による自主検査受託体制が整うまでの間は、貨物保留の上、行政検査で対応するようお願ひします。

記

検査強化日	対象国・地域	対象品目	検査項目	輸出者(製造者)
平成23年8月22日	タイ	未成熟えんどう(さや用種及びスナップエンドウと称されるものに限る。)及びその加工品(簡易な加工に限る。)	残留農薬(フェンブコナゾール)	MAJESTIC COMMERCIAL LTD.